川崎市告示第593号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第５５条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和８年１０月２７日

川崎市長　　福　田　紀　彦

令和８年度　医科（ 診療所 ）　の部　　変更

指定番号	変　更 年 月 日	名　　称 開 設 の 場 所	変更事項（前）
川－２１２８６	令和8年9月1日	つじ耳鼻咽喉科漢方内科クリニック 宮前区土橋３－３－１ ドゥーエアコルデ２０３	つじ耳鼻咽喉科クリニック

令和８年度　薬局（ 調剤 ）　の部　　変更

指定番号	変　更 年 月 日	名　　称 開 設 の 場 所	変更事項（前）
川－３１０８２	令和8年9月1日	さくら薬局　梶が谷店 高津区下作延二丁目３５番１号 スペースアメニティ梶が谷１Ｆ	飯田薬局　梶が谷店